

佐賀県告示第百五十一号

佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。）
第九条の二第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）
又は県税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに關するものを除く。）又は納付若しくは納入に關する期限（証紙徴収の方法による納付及び県税条例第九十七条の規定による自動車取得税の申告納付に係るものを除く。）のうち、次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地）を有する者に係るもので、当該期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、当該期限を別に告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

指定地域
青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県